

菊陽町新電話環境構築業務委託 受託者公募実施要領

1 目的

この要領は、「菊陽町新電話環境構築業務委託」に係る契約の相手方となる候補者を選定する公募型プロポーザルに参加する事業者を公募するために必要な事項を定める。

2 業務名

菊陽町新電話環境構築業務委託

3 業務概要

別添仕様書のとおり

4 業務期間

- ① 環境構築期間 契約締結日の翌日から令和8年8月31日（月）まで
- ② 運用保守期間 運用開始日から5年間（地方自治法第234条の3に定める長期継続契約）

5 事業費上限額（予算額）

- ① 環境構築費 4,312,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ② 運用保守費 月額752,400円（消費税及び地方消費税を含む。）
予算限度額：9,578,800円
予算限度額は、令和8年度の予算限度額であり、令和9年度以降は長期継続契約となる。（通話料及び通信料等の従量課金部分を除く。）

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②公告の日から契約締結の日までの間において、本町から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定を受けた者であって再生計画等が認可された者を除く。
- ④国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員でない者、若しくはこれらと

密接な関係を有しない者であること。

⑥電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づく電気通信事業者又はその代理店等であり、本業務を確実に履行できる体制を有する者であること。

⑦過去に地方公共団体又は同規模以上の団体において、クラウド PBX の導入業務を受託した実績を有する者であること。

⑧本業務を円滑に実施するため、十分な技術者及びサポート体制を有している者であること。

⑨本業務の実施に当たり、個人情報保護及び情報セキュリティに関する適切な管理体制を有している者であること。

⑩共同企業体での提案を行う場合は、構成員が（1）～（9）の要件をすべて満たすこと。

⑪共同企業体にあたっては、構成員が単体事業者又は他の共同事業体の構成員として本プロポーザルに参加しないものであること。

7 日程

内容	期日等
参加表明書提出期間	本要領公開の日～3月31日（火）午後5時
質疑受付期間	本要領公開の日～3月31日（火）午後5時
質疑回答最終日	4月 2日（木）
参加表明書取下げ期限	4月 6日（月）午後3時
企画提案書等提出期限	4月 8日（水）午後3時
プレゼンテーション順通知	4月10日（金）
プレゼンテーション	4月15日（水）午前10時から
審査結果通知	4月20日（月）予定
契約時期	4月下旬予定

8 プロポーザル実施要領

（1）参加意思の表明

①プロポーザルへの参加を希望する事業者は、3月31日（火）午後5時までに、9（1）で示す必要書類を次のURLから登録すること。

<https://logoform.jp/form/X72Q/1469320>

なお、一度登録された企画提案書等の再提出は、期限内であれば可能とする。その場合、最後に提出されたものを正とし、提出済みのものとの組み合わせはできないものとする。

②本実施要領及び仕様書等に質疑がある場合は、質疑提出前に①のURLから参加表明書を登録した上で、3月31日（火）午後5時までに事務局

へ電子メールにて提出すること（様式は任意。提出者名と業務名を記載し、箇条書きで記載）。参加表明書提出前の質疑は受け付けない。なお、質疑への回答は、1週間に1回を目途に行う予定である。

- ③参加を取り下げの場合は、任意の様式の辞退届に理由（「質疑回答○番を満たせないため」等）を明記して、メールで提出すること。なお、本件の参加辞退を理由とした今後の入札等への影響はない。

（2）プレゼンテーションの実施と採点方法

- ①プレゼンテーションの実施日時は、次のとおり。

4月15日（水）午前10時以降での実施を予定しており、事業者ごとに時間を指定する。1社当たり説明及びデモンストレーション40分以内、質疑10分程度の合計50分以内とする。特に、スマートフォンの操作、通話による音声品質の確認及びクラウドPBXの管理サイトの操作についてのデモンストレーションは必須とする。なお、急を要する事情その他の事情により、日程を変更する場合もある。

- ②プレゼンテーションで利用する企画提案書は8（1）①で提出したものとし、それをプレゼンテーション当日までに改変してはならないこととする。ただし、プレゼンテーション内のアニメーションの変更や、提出時にはファイルサイズ超過で埋め込めなかった動画の埋込は可とする。
- ③プレゼンテーション当日の採点は、菊陽町新電話環境構築業務委託プロポーザル審査委員会の構成委員が行うこととする。
- ④見積書による価格比較を行い、採点する。見積書の宛名は「菊陽町長 吉本孝寿」、件名は「菊陽町新電話環境構築業務委託」とすること。
- ⑤採点基準は別表のとおり。

（3）優先交渉権者の決定方法

予算の範囲内で最高得点であったものから優先交渉権者を決定する。

（4）結果通知

結果は、事業者にもメール及び書面で通知する。

9 提出書類

- （1）8（1）①の必要書類は、次のとおり。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 共同企業体一覧表（様式2）共同企業体で提案する場合に必要
- ③ 会社概要（様式3）

指示があった場合は、企画提案書等提出期限までに、登記事項証明書及び滞納のない証明書を提出すること。（辞退する場合を除く。）。

- ④ 業務実績（様式4）新しいものから最大3件

- ⑤ 業務実施体制（様式5）
 - ⑥ 業務責任者（プロジェクトリーダー）の経歴等（様式6）
 - ⑦ 業務責任者（プロジェクトリーダー）の業務実績（様式7）
 - ⑧ 企画提案書（様式は任意だがPDF又はMS Office形式とし、表紙及び目次を除き本文30ページ以内、10MB以内とする。）
 - ⑨ 見積書3種（様式は任意だが、5①環境構築費の見積書は「契約手数料・部材費・構築費」等、5②運用保守費の見積書は月額として「端末レンタル費・補償費・基本料・通信費（定額部分）」等の積算内訳が分かるように作成し、従量課金部分となる通信費の見積書については参考様式を使用あるいは同様の内容が記載されている単価表を作成すること。）
- (2) 留意事項
- ① 業務実績は、元請として実施したものを対象とすること。
 - ② 記載した業務実績について、契約書写し（業務名と契約相手方が分かる部分）を提出すること。
 - ③ 様式6及び7については、様式5「業務実施体制」に記載した者のうち、本業務を統率する業務責任者（プロジェクトリーダー）について記載すること。
 - ④ 本要領と同時には公開していないが積算に必要な情報（現在の電話番号一覧及び移行一覧等）は、参加申込書が提出された事業者にのみ開示する。

10 参加者の失格

次の事項の一に該当した場合には、参加者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 談合等の不正行為があった場合

11 留意事項

- (1) 本提案に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者は、実施要領等の内容や決定事項について、不明確又は解釈の錯誤等を理由とした異議申立てを行うことはできない。
- (3) 審査に対して異議申立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問合せにも応じないこととする。
- (4) 提案に当たり、書類等の内容やシステムの著作権、特許権等、法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (5) 提出された書類（提案書及び見積書等）は、返却しない。

- (6) 参加者が1者だったことを理由とした再プロポーザルは実施しない。
- (7) 企画提案書類の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。また、企画提案書類等は、菊陽町情報公開条例(平成13年菊陽町条例第7号)に定めるところにより、公開される場合がある。

12 事務局

菊陽町 総務部 財政課 管財係

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2800 番地

電話 096-232-2130

電子メール [zaisei\(at_mark\)town.kikuyo.lg.jp](mailto:zaisei(at_mark)town.kikuyo.lg.jp)

※送信の際には必ず [digital\(at_mark\)town.kikuyo.lg.jp](mailto:digital(at_mark)town.kikuyo.lg.jp) に同報すること。

※迷惑メール防止対策です。(at_mark)を@に置き換えてください。

別表 採点基準

	評価項目	評価内容	満点
1	業務委託全般	<ul style="list-style-type: none"> ➤ クラウドPBXのメリットや、電話環境の利便性の向上をわかりやすく理解できる提案となっているか。 	10
2	実施体制及び実績	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 様式3のほかにも十分な実績を有しているか。 ➤ 業務実施体制が整っているか。 	10 5
3	電話環境に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 機能要件の充足度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 必須要件を超えている部分 (5) ・ 推奨要件への対応 (10) ➤ スマートフォンの性能 (CPU、メモリ、OSバージョンを中心に) 10 ➤ 各端末での外線・内線の通話品質 10 ➤ 各端末での外線・内線の操作性 10 ➤ クラウドPBX管理システムの機能・操作性 5 ➤ スマートフォンMDMの機能・操作性 5 ➤ 通話録音の機能・容量・操作性 5 ➤ 構築中及び運用開始後のサポート体制 10 	15 (5) (10) 10 10 10 5 5 5 10
4	提案事項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 提案事項が本町の電話環境、業務環境及び住民サービスの向上に資するか。 ➤ その他、有意義な提案があるか。 	計 10
5	価格点	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境構築費：(最低見積価格(税抜)／見積価格(税抜))×価格点(10) (小数点以下第2位四捨五入) ② 運用保守費：【月額】(最低見積価格(税抜)／見積価格(税抜))×価格点(10) (小数点以下第2位四捨五入) ③ 通話単価：相対評価 	10 10 5
	合計		130